



第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画

概要版

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から
令和11年度(2029年度)まで

計画を策定する背景

本市では、平成 19 年（2007 年）11 月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成 20 年（2008 年）1 月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

さらに、世界中で重視されている「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第 6 次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第 8 条で策定することが位置づけられています。

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第 8 条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等^注及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）きれいなまちづくりのための活動についての事項
- （2）きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- （3）市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- （4）自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

「つくば市きれいなまちづくり条例」より抜粋

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第 2 条（1））となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

計画の期間

本計画は、令和 7 年（2025 年）4 月から令和 11 年（2029 年）3 月までとし、令和 9 年（2027 年）度には、中間評価を実施し、必要に応じ計画の見直しを行います。

市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

◆ 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。

など

◆ 事業者の役割

- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

など

◆ 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。

など

基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

- I. きれいなまちづくりのための活動の推進
- II. きれいなまちづくりのための意識の啓発
- III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援
- IV. 市民・事業者・市の相互の連携

基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

基本方針

きれいなまちづくり
のための活動の推進

きれいなまちづくり
のための意識の啓発

きれいなまちづくり
のための自発的な
活動に関する支援

市民・事業者・市の
相互の連携

施策 1

事業

ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

施策 2

事業

まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業
- (6) 自然学習事業

施策 3

事業

放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐車場の整備事業

施策 4

事業

花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民協働事業
- (2) 花と緑の啓発事業

施策 1 ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃事業

市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図る

市民・事業者の役割

- ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加する

市の役割

- 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告する

(2) アダプト・ア・ロード事業 (道路環境美化ボランティア)

市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る

市民・事業者の役割

- アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）に参加する

市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

(3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)

市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る

市民・事業者の役割

- アダプト・ア・パーク（公園里親制度）に参加する

市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

(4) 環境美化活動支援事業

環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進

市民・事業者の役割

- 環境美化活動を実施する

市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

(5) 河川環境保全事業

身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境への関心を高め、自然景觀に配慮したまちづくりの推進を図る

市民・事業者の役割

- 不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報する

市の役割

- 公共用地の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図る

(6) 不法投棄対策事業

不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る

市民・事業者の役割

- 不法投棄の防止を図るため、所有地（管理地）を適正に管理する

市の役割

- 公共用地の不法投棄物撤去、サポーターによる巡回パトロールを行う

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る

市民・事業者の役割

- 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し適正に処分する

市の役割

- 市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図る



施策2 まちの景観保全対策

(1) 落書き対策事業

落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る

市民・事業者の役割

- 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告する

市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施する

(2) 違反広告物除却事業

違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る

市民・事業者の役割

- 活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施する

市の役割

- ボランティア団体への除却作業に必要な支援、職員による巡回および除去作業を実施する

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る

市民・事業者の役割

- 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分する

市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し未然防止を図る
- 自動販売機事業者の把握に努める

(4) 除草事業

空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る

市民・事業者の役割

- 所有地の定期的除草作業を実施し、景観や生活環境の保全に配慮
- 近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡する

市の役割

- 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図る
- 雑草繁茂・堆積している空き地の所有者への適正管理の指導を実施する

(5) 空家等の適正管理事業

空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る

市民・事業者の役割

- 空家等の適正管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努める
- 空家バンク制度を活用する

市の役割

- 管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行う

(6) 自然学習事業

身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る

市民・事業者の役割

- 自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行う

市の役割

- 自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の普及啓発を図る

施策3 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

市民・事業者の役割

- 自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪する

市の役割

- 巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車場の利用を促進する



(2) 自転車等駐車場の整備事業

自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

市民・事業者の役割

- 自転車等は駐輪場自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪する

市の役割

- 各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行う



施策4 花と緑の美化活動

(1) 花と緑の市民協働事業

参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図る

市民・事業者の役割

- 市民協働による「花と緑の市民参加事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

市の役割

- ホームページ等で事業内容を周知する
- 市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援する
- 活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにする

(2) 花と緑の啓発事業

イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す

市民・事業者の役割

- 花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

市の役割

- イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を極的にPRする





第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画 概要版

令和7年（2025年）3月

編集・発行 つくば市 生活環境部 環境保全課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111